

① 出所の混同

他人に真似されないように商標登録する人も多いと思いますが、商標制度としては、事業者の業務上の信用を維持すると共に需要者の利益を保護するという観点から、自己と他人が同じ商品に商標を付けたとき、需要者がどちらの商品か勘違いしないように、出所を混同するおそれがあるものは登録しません。

そのような例として、全国的に著名な他人の商標と類似するものや、他人の登録商標と類似するもの等があります。登録されてこれから信用を築いていく商標だけでなく、既に社会的に信用が出来上がった商標を保護することで、経済的に支障が出ないようにしています。



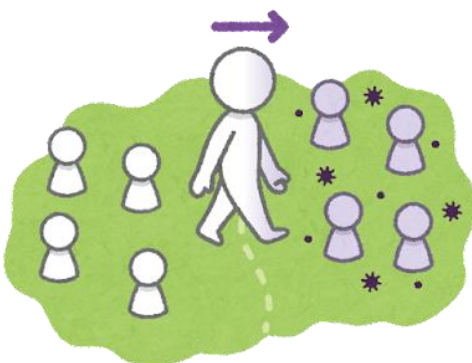
② 防護標章

類似と言っても、商標の文字等が類似し、指定商品が類似したときに、拒絶されます。文字等が類似しても、指定商品が類似しなければ、登録される可能性があります。

ただ、全国的に著名な商標の場合、指定商品が類似しなくても、著名な商標の使用者が提供していると勘違いすることが起こり得ます。そうすると、他人が非類似の商品に同じ商標を使用して問題を起こせば、著名な商標の使用者の信用を傷付けることとなります。

そのような場合、他人が非類似の商品について登録や使用ができないように、防護標章として登録を受けることができます。要するに、類似の範囲に限られている禁止権を非類似の範囲まで広げるものです。結局、類似するかどうかよりも、出所を混同するかどうかの方が重要ということです。

防護標章は、商標と異なり使用するために取るものではないので、不使用により取り消されることはありませんが、元となる商標権が消滅したときは、同時に消滅します。また、商標と同様に更新できますが、その都度、登録要件を満たしているか判断されることとなります。



③ 品質の誤認

指定商品を広めにしたけど、商標の文字等に商品の品質を限定するような内容が含まれている場合、需要者が勘違いしないように、品質を誤認するおそれがあるものは登録しません。

例えば、指定商品「清涼飲料」で、商標「月夜野ドリンク」の場合、商品「奥久慈産りんごジュース」にこの商標を付けると、需要者は「旧月夜野町産のジュース」と勘違いしてしまいます。



こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp